

平成 30 年 3 月 30 日

各 位

横 浜 幸 銀 信 用 組 合
理 事 長 吳 龍 夫

不祥事件発生のお知らせとお詫びについて

このたび、誠に遺憾ながら、当組合におきまして下記の不祥事件が発生いたしました。

社会的、公共的役割を担い、信用を第一とする地域金融機関として、このような不祥事件を発生させましたことを深く反省いたしますとともに、日頃からご愛顧いただいておりますお客様および地域の皆さま、並びに組合員の皆さま方に多大なるご迷惑とご心配をおかけすることとなり、誠に申し訳なく、心よりお詫び申し上げます。

当組合では、今般の事件を厳粛に受け止め、再発防止に向けて、内部管理態勢と法令遵守態勢の充実・強化を図り、役職員が一丸となって信頼回復に全力で取り組んでまいります。

記

1. 不祥事件の概要

- (1) 発 生 店 : 北九州支店
- (2) 事 故 者 : 30 歳 男性 (元主任・得意先係) (懲戒解雇済)
- (3) 事件の内容 : 普通預金及び定期積金の着服
- (4) 発 覚 日 : 平成 30 年 1 月 30 日
- (5) 発 生 日 : 平成 30 年 1 月 25 日
- (6) 事 故 金 額 : 累計事故金額 3 先 19,113,400 円 (実損金額 0 円)
- (7) 発覚の経緯

1 月 29 日より、事故者が無断欠勤し連絡がとれないことから、内部調査を開始したところ、1 月 30 日、お客様より「事故者が 1 月 25 日に集金した普通預金が入金されていない。」とのお問合せがあり、事件が発覚しました。

その後の調査により、事故者が 1 月 25 日に集金した 2 件の定期積金の掛金についても入金処理されていないことが判明しました。なお、現在も事故者は失踪しています。

2. お客様への対応

ご迷惑をおかけいたしましたお客様には、事実関係をご説明したうえで深くお詫び申し上げます。また、被害額については、事故者の親族により全額弁済されております。

3. 関係機関への報告

事件発覚後、速やかに監督官庁へ報告、届出いたしました。また、所轄の警察署に相談しております。

4. 事故者等への処分

事故者につきましては、当組合の内部規定に則り、平成30年3月16日付で懲戒解雇処分といたしました。

本件に関する管理・監督責任につきましては、今後、厳格な対応をする予定です。

5. 今後の対応等

今回の不祥事件は、金融機関職員としてあってはならない行為であり、そのような行為を防止できなかったことについて、今まで講じてきた法令等遵守態勢、内部管理態勢および人事管理態勢の取組みが不十分であったことを痛感いたしております。

今後二度とこのような事態を起こさないよう、法令等遵守態勢、内部管理態勢および人事管理態勢の改善に取組み、抜本的な見直しを行い、実効性のある再発防止策を策定し、お客様、組合員の皆さま、並びに関係各位の信頼回復に向け、役職員一同全力で取り組んでまいります。

以上

【本件に関するお問合せ先】

横浜幸銀信用組合 総合企画部

担当 石川・池田

電話：045-251-6405

受付時間：午前9時～午後5時

(土・日曜日、祝・休日は除きます。)